

東日本大震災の被災地復興支援の推進について

全国知事会
東日本大震災復興協力本部

東日本大震災の発生から1年7か月が経過したが、除染や原子力損害賠償、放射性物質に汚染された廃棄物や災害廃棄物の処理、市街地や産業の再生、被災者の生活再建支援など課題が山積しており、より一層迅速に対応することが求められている。

被災地の復旧・復興事業が本格化する中で、被災地方公共団体の抱える業務量はますます膨大となり、これに伴って被災地方公共団体の職員不足が深刻化しているところである。

とりわけ、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等を担う土木技術職員や用地担当職員、被災者的心身の健康の維持・増進を支援する保健師など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが不足しており、復旧・復興の足かせとなっている。

被災地方公共団体においては、正規職員の採用拡充や任期付職員の採用、退職者の再任用の積極活用など人員確保のための様々な取組を行っている。

また、全国の地方公共団体においても、厳しい行財政状況の中で多数の職員派遣を行うとともに、退職者の再任用、任期付職員の採用をはじめ、様々な工夫を凝らし全力を挙げて被災地の支援に努めている。

しかしながら、現時点においても大幅な職員不足を解消する目途が立っていない状況である。

国においては被災地方公共団体やこれを応援する地方公共団体への様々な支援措置を講じていただいているが、これまでの支援策に加え、下記のとおり、被災地が必要とする人員確保と継続的な支援の実現のため、一層の支援措置を講ずるよう提言するものである。

記

1 国や独立行政法人の職員の被災地方公共団体への派遣

被災地の復旧・復興を促進するため、専門的技術を有する国や独立行政法人の職員の被災地方公共団体への中長期的な派遣に積極的に取り組むこと。

2 国による任期付職員の一括採用の実施

復旧・復興に係る業務に従事する任期付職員を国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する仕組みを早急に構築すること。

3 震災復興特別交付税による人件費等に対する支援措置の継続等

地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び東日本大震災への対応のために職員採用を行った場合の人件費等の経費に対する震災復興特別交付税については、復旧・復興が終了するまでの期間、経費全額に対する支援措置を継続すること。

また、国や独立行政法人からの人的支援についても被災地方公共団体の負担が生じないよう配慮すること。

4 人員確保の取組に対する一層の支援等

復旧・復興のために地方公共団体が行う職員採用や職員派遣などの人員確保の取組を一層強力に支援すること。

また、被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、復旧・復興に関するすべての事業の実施に際して、手続や提出書類等のより一層の簡素化に努めること。